

「児童扶養手当」についての大切なお知らせ

平成30年8月分から、支給制限に関する所得の算定方法が変わります

1. 「全部支給」の対象となる方の所得限度額を引き上げます。

- ▶ 児童扶養手当は、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給の対象となる方の**所得制限限度額を右表のとおり引き上げます。**

例えば、お子様1人の場合は、収入ベースで130万円から160万円になります。

扶養する 児童等の 数	全部支給となる所得制限限度額（受給資格者本人の前年所得）			
	収入ベース (これまで)	収入ベース (H30.8～)	所得ベース (これまで)	所得ベース (H30.8～)
0	920,000	→ 1,220,000	190,000	→ 490,000
1人	1,300,000	→ 1,600,000	570,000	→ 870,000
2人	1,717,000	→ 2,157,000	950,000	→ 1,250,000
3人	2,271,000	→ 2,700,000	1,330,000	→ 1,630,000
4人	2,814,000	→ 3,243,000	1,710,000	→ 2,010,000
5人	3,357,000	→ 3,763,000	2,090,000	→ 2,390,000

2. 所得の算定に当たって控除の適用が拡大されます。

- ① 離婚した父母に代わって児童を養育しているなどの方(※¹)が、未婚のひとり親の場合には、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、地方税法上の「寡婦・寡夫控除」が適用されたものとみなし、総所得金額等合計額から27万円(※²)を控除します。

(※¹) 児童扶養手当法第4条第1項第3号に規定する養育者や、児童と同居する祖父母などの扶養義務者など

(※²) 一定要件を満たす場合は35万円

- ② 土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等については、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、総所得金額等合計額から控除します。

具体的な 控除額

- i 収用交換などのために土地等を譲渡した場合の5,000万円
- ii 特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円
- iii 特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の1,500万円
- iv 農地保有の合理化などのために農地等を売却した場合の800万円
- v マイホーム（居住用財産）を譲渡した場合の3,000万円
- vi 特定の土地を譲渡した場合の1,000万円
- vii 上記の i ～ vi のうち 2 つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円

※ 上記 1 及び 2 の②については、所得証明書類により確認します。

※ 上記 2 の①については、扶養義務者の戸籍等の追加書類の提出が必要な場合がありますので、適用を希望される場合は、必要書類や適用要件について、窓口等へお問い合わせください。

※ 前年所得について、前々年所得から変動がない（もしくは増額となった）場合でも、上記 1 及び 2 の①が適用されることにより、8月分(12月支払分)から支給額が増額となる可能性があります。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

甲州市役所 子育て支援課 児童福祉担当
電話：0553-32-5081（直通）